

高齢者通いの場事業の補助金について

高齢者通いの場事業とは

おおむね65歳以上の住民に対し、介護予防に資する通いの場を提供するサービスです。

補助対象者

住民の主体的な互助活動を基本とし、この事業の持続を念頭において取り組む住民団体、民間非営利団体等であって、特定の宗教及び政治上の組織・団体又は営利を目的とする組織・団体は除きます。

補助対象経費

※介護保険料を財源としていますので、適正な使用をお願いします。

報償費・研修費・消耗品費・燃料費・印刷製本費・光熱水費
修繕料・通信運搬費・保険料・使用料及び賃借料
備品購入費（要事前相談）

補助金の額及び補助率

※ 算出した額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てとなります。

補助事業内容	補助基本額	補助率
町内に住所を有するおおむね65歳以上の者を対象に町内の施設等において年間を通じて定期的に通いの場を提供する事業で次の要件を満たすもの (1)月1回以上実施するもの (2)1回の実施時間が90分以上であるもの (3)1回の活動につき、5人以上の住民が参加するもの（ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）	年間の実施回数に2,500円を乗じて得た額 ただし、実施回数は150回までとする。	9/10

年間スケジュール

4/1 ～ 4/30	○補助金交付申請 交付申請書・事業計画書・収支予算書・従事者名簿・参加者名簿													
5/1 ～ 5/31	■補助金交付決定通知 ○補助金概算払請求 ■補助金交付													
(隨時受付)	※年度途中で変更、中止などがある場合 ○変更申請 ■変更決定通知													
3月下旬 ～ 4/10頃	○実績報告 実績報告書・事業報告書・収支決算書・参加者名簿・活動内容がわかる写真等													
4月下旬 ～ 5/31	<p>■補助金交付確定通知</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">概算払で振込済の団体</th> <th rowspan="2" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">未請求の団体 (精算払)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">追加請求なし</td> <td style="text-align: center;">追加請求あり ※実績報告前に要手続き</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">返還金なし</td> <td style="text-align: center;">返還金あり</td> <td style="text-align: center;"> ○変更申請 ■変更決定通知 ○補助金概算払請求 ■補助金交付 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">○納付書により 補助金の返還</td> <td style="text-align: center;"> ○補助金請求書の提出 ■補助金交付 </td> </tr> </tbody> </table>			概算払で振込済の団体		未請求の団体 (精算払)	追加請求なし	追加請求あり ※実績報告前に要手続き	返還金なし	返還金あり	○変更申請 ■変更決定通知 ○補助金概算払請求 ■補助金交付		○納付書により 補助金の返還	○補助金請求書の提出 ■補助金交付
概算払で振込済の団体		未請求の団体 (精算払)												
追加請求なし	追加請求あり ※実績報告前に要手続き													
返還金なし	返還金あり	○変更申請 ■変更決定通知 ○補助金概算払請求 ■補助金交付												
	○納付書により 補助金の返還	○補助金請求書の提出 ■補助金交付												

○補助事業者 ■高齢者保険課

※ スケジュールは多少前後します。

